

ひょうご de 就農 令和3年度版

新しく農業を始めたいあなたに・・・



ひょうご就農支援センター（公益社団法人ひょうご農林機構内） / 兵庫県



「ひょうご就農支援センターとは」

就農の悩みは千差万別。だから、私たちの存在意味がある。

農業に夢を抱く人、体力には自信がある人、作れば買い手が決まっている人、農業ならやっていると自信がある人。様々な想いを抱いて、10年間で約1万人が門をたたいてきた。

「猛暑で体調を崩した」「農機具を壊してしまった」

就農に必要なのは栽培技術だけではない。健康管理、農機具の扱い方、農地や販売先も見つけないといけない。

支援制度はたくさんある。そのルールを同じように歩んだが、順調に営農を続ける人、就農をあきらめた人、何が違ったのか？理由は一様ではない。

だから、就農支援センターがある。適性があるか、環境が整っているか、不足しているものはないか、まずはヒアリングに時間を割く。次にインターンシップを活用した農業体験へとつなげていく。

次はあなたの相談を聞かせてください。

農業をはじめるスタート台に立つ。就農支援センターは、そのお手伝いをさせていただきます。

ひょうご就農支援センター
センター長 松元 一師

目 次

I	就農までのみちすじ	1
II	技術やノウハウを習得	3
1	（公社）ひょうご農林機構	
①	農業インターンシップ研修	
②	駅前講座	
③	生きがい農業コース、就農コース（1年間）、有機農業塾（1年間）	
2	県立農業大学校	6
①	就農チャレンジ研修（全10回）	
②	実践研修（1年間）	
III	就農地の選定と農地の確保（権利の取得）	9
	農地の下限面積	
IV	資金の確保	14
	農業次世代人材投資資金、青年等就農資金等	
V	青年等就農計画制度	17
VI	農業経営シミュレーション	18
	経営試算（HP上で試算可能）	
VII	就農に向けた「心構え」チェックシート	20
VIII	各種事業	21
	発展段階に応じた支援	
IX	関係機関	
	地域就農支援センター	
	関係機関	
	ひょうご就農支援センター	

I 就農までのみちすじ

情報を集める

- ① 就農情報や農業の基礎的な知識を集めます。
 - ア 農業を始めるための情報を集めたり、就農相談のためにひょうご就農支援センターや地域就農支援センターを訪ねよう。
 - イ 新規就農関係の各種相談会等に参加しよう
 - ウ 農業の基礎的な用語を理解しよう。
- ② 農業体験や現場見学の機会を作ります。
 - ア 関心のある講座、イベント、研究会に参加しよう
 - イ 研修機関を訪問しよう。
研修生と交流しよう。
(農大、楽農生活センター)
 - ウ 生産の現場である農村、農家に向いて行って積極的に話を聞こう。
 - エ 農産物直売所には定期的に行き、生産と流通双方の情報を集めよう

独立就農

目指す農業経営のビジョンを明確にする

- ① やろうとする農業経営の具体的なイメージを作ります。
 - ア どんな作物を栽培するか、作物・部門を考えよう。
 - イ 作目は単一の専作経営(いちごのみ、トマトのみ)か、複数(水稻+露地野菜)以上の複合経営か、経営のタイプを決めよう。
 - ウ 露地栽培か施設栽培か、慣行栽培か有機栽培か、など栽培方法の選択を考えよう。
 - エ 農作業に従事できる労働力に対して、作目・経営タイプ・栽培方法や、経営規模などが適正か考えよう。
 - カ 就農計画(就農までの工程表)を作ろう。
- ② 理解者、協力者を作ります。
 - ア 配偶者、家族、友人に就農計画を熱く語り、協力者にしよう。
 - イ 地域から理解、信用を得よう。
 - ウ 関係者(市町、農協、農業委員会、就農支援センター、指導農家)の賛同と共感を得よう。



雇用就農

- ① ハローワーク、JA グループが開設した求人情報サイト等により求人情報を収集する。
- ② 農業法人等の就職セミナーや説明会に参加して情報を収集する。
- ③ 作目、地域の希望を明確にする。
- ④ 勤務内容(農作業が中心か、加工、販売事務作業が中心か)を確認する。
- ⑤ 運転免許証等の資格の要否、労災保険、雇用保険等の加入条件を確認する。

納得できる 営農基盤をつくる

- ① やろうとする農業の技術(生産と経営)とノウハウを身に着けます。
 - ア 農大、楽農生活センターの研修を受けよう。
 - イ これはと思う師匠を見つけ、自信がつくまで研修しよう。
 - ウ 関係機関のスタッフや指導農家と何でも相談できる信頼関係を築こう。
 - エ 農業者向けの研修会、講習会にできるだけ参加しネットワークを作ろう。
- ② 農地の選定は慎重に、経験者の意見を聞いて決めます。
 - ア 農地は広い範囲から探し、地元農業委員会には、自分がやりたいことについて、詳しい情報を伝えよう。
 - イ 農地法の基本的なルールを理解しよう。
 - ウ 成功の決め手は農地の良し悪し。あらゆるネットワークを駆使して探そう。
 - エ 農地に付帯する、住居、作業場、農機具置場を考慮しよう。
- ③ リスクに強い健全な資金計画を立てます。
 - ア 中古機械や中古施設の利用などで初期投資を可能な限り抑えよう。
 - イ 経営資産は楽観的な見通し、希望的な数字を避け、実現可能なデータで査定しよう。
 - ウ 安易に融資に頼らず、自己資金、親族、友人からの援助、出資を確保しよう。
- ④ 認定新規就農者の認定を受けよう。

持続可能な 農業経営を始める

- ① 経営の記録をつけます。
 - ア 農業簿記(複式簿記)を身につけ、経営記帳の習慣をつけよう。
 - イ 毎日農作業日誌をつけ記録に残そう。
- ② 小規模経営からスタートし経営に自信をつけます。
 - ア 自己の作業能力、投下可能労働時間、投下可能資金を把握しよう。
 - イ 生活費をできるだけ抑え、不急の出費を避けよう。
 - ウ 記録をもとに指導者を交えて経営改善策を検討しよう。
- ③ 制度資金を利用して規模を拡大します
 - ア 持続可能な経営規模を把握しよう。
 - イ 必要かつ妥当な設備投資額を算出しよう。
 - ウ 融資制度を理解し、周到な償還計画を立てよう。
 - エ 長期経営ができるよう経営規模の点検、見直しをしよう。



農業法人等に就職する

経営の中核を担う

※雇用就農を経て独立就農する場合は上段のみちすじへ

Ⅱ 技術やノウハウを習得

（公社）ひょうご農林機構

農業インターンシップ研修

農業という職業が自分のイメージと合っているか、農業に適性があるかなどを、体験を通じて確認する研修です。

【体験期間】 短期・・・1日～7日

中期・・・1ヵ月～6ヵ月

（体験日は受入先と調整）

【マッチング数】 各50人程度（先着順）

【受入先】 100か所以上 兵庫県内各地域の優れた指導農家や農業法人

【申込手順】 ①就農相談カードの入力、②面談、③マッチング、④申込

（公社）ひょうご農林機構が、体験研修者を被保険者とする傷害保険に加入します。保険料は（公社）ひょうご農林機構が負担します。

インターンシップの期待される役割

- 農作業体験を通じて、動植物を育て、成長の過程に触れて就農への意欲を醸成する。
- 実践の場に触れ「自分の手に負えるか」を確認し就農への是非を固める。
- プロ農家とのマッチングにより理解者と支援者を得る機会となる。

問い合わせ先

（公社）ひょうご農林機構 ひょうご就農支援センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-15-3 兵庫県農業共済会館 3 階

TEL 078-391-1222 FAX 078-391-8755

<http://www.hyogo-shunou.jp/>

～あなたも農業について学んでみませんか～

農業入門講座 in 駅前

農業や就農に関心のある方等に、農業や栽培技術の基礎などの初歩的知識を学んでいただく講座で、駅チカの会場で土曜日の午後又は火曜日の夜に開催し、会社勤めの方でも参加し易い講座です。農業の専門講師による多彩な講義により、農業を知り農業への第一歩を踏み出すことのできる本講座に是非ご参加ください。

主 催：公益社団法人 ひょうご農林機構（ひょうご就農支援センター）
対 象 者：農業や就農に関心のある方



第1期 3期 講座（県庁前駅・明石駅近くの会場で土曜午後に開催する昼間コース）

募集予定：1期（3月中旬～4月下旬） 3期（7月中旬～8月下旬）

申込方法：当就農支援センターホームページから申し込み。又は「受講申込書」を郵送等で

募集人員：25名程度

参加費：5,000円（※資料代等）

★講座の開催概要（内容充実型の講義）（1講義90分×2講義）

★開催日時間：毎週 土曜日の午後 13:30～16:30（90分×2講義）

★講座内容等：詳しくは裏面をご覧ください。又は、ひょうご就農支援センターのホームページをご覧ください

第2期・4期 講座（三宮駅・県庁前駅近くの会場で火曜夕方に開催する夜間コース）

募集予定：2期（5月中旬～6月下旬） 4期（9月中旬～10月下旬）

申込方法：当就農支援センターホームページから申し込み。又は「受講申込書」を郵送等で

募集人員：各期 25名程度

参加費：5,000円（※資料代等）

★講座の開催概要（勤務終業後参加型）（1講義60分×2講義）

★開催日時間：毎週 火曜日の夜 18:45～20:45

★講座内容等：詳しくは裏面をご覧ください。又は、ひょうご就農支援センターのホームページをご覧ください

<お申し込み・お問い合わせ先等> ※土日休み

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目15-3

公益社団法人 ひょうご農林機構（ひょうご就農支援センター） 駅前講座担当

TEL：078-391-1222 FAX：078-391-8755 HP：<https://hyogo-shunou.jp>

令和3年度 楽農学校事業

	名 称	事 業 概 要
1	生きがい農業コース 	生きがいとして農業を楽しみたい方を対象に、野菜栽培等の基本を座学で学びながら、約 40 m²の畑で野菜栽培が実践できる約半年間の研修 - 研修期間：〈春夏野菜〉 4 月 10 日(土)～8 月 28 日(土) ※開催中 〈秋冬野菜〉 8 月 28 日(土)～3 月 5 日(土) ※募集中 6/12(土)～7/31(土) - 研修内容：野菜栽培に必要な基礎知識の講義（月 2 回程度）、野菜栽培実習 - 受講料：35,000 円 - 募集定員：54 名 ・区画面積：40 m²／人
2	就農コース 	本格的な農業経営をめざす方を対象に、総合的な農業知識や栽培技術、経営管理を習得する1年間の実践的な研修 - 研修期間：8 月 10 日～翌年 8 月 30 日 (販売する野菜の栽培管理等のためほぼ毎日来校が必要です。) - 募集期間：5/21(金)～6/21(月) 応募者の人数等に関わらず、書類選考の上事前に個別面接を行い、その結果に基づき受講生を決定します。 - 研修内容：就農に必要な総合的な知識の講義（月 6 回程度）、野菜栽培・販売実習 - 受講料：150,000 円 研修中の野菜栽培にかかる生産資材費等(種苗、肥料、農薬、諸材料、電力・灯油等)が必要となります(30～100 万円程度)。 - 募集定員：25 名 ①いちご高設栽培コース 4 名 ②果菜類周年栽培コース 8 名 ③無加温施設栽培コース 8 名 ④有機栽培コース 5 名 - 区画面積：ビニールハウス 1 棟(約 120～250 m²)、露地(約 300 m²)
3	有機農業塾 	有機農業に関心ある方を対象に、有機農業の理論や実習による栽培技術を学ぶ研修 - 研修期間：4 月 19 日(月)～1 月 17 日(月) [月 1 回 全 10 回] ※開催中 - 研修内容：有機農業の理念等基礎知識の講義と野菜栽培実習 - 受講料：15,000 円 - 定員：70 名

新規就農を目指している、転職のための学び直し、定年などで農業を始める、農業法人に就職したい方などのために、就農の準備や農業の基礎的なことを学ぶ研修を行います。

(定員 30 名)

I 就農チャレンジ研修

	研修の名称	研修の概要	日 程 (募集期間)
1	農業経営基礎研修 (講義・実習)	農業経営の特色や農業簿記の基礎について講義とパソコンを使った簿記記帳の実習を行います。	7月21日(水) 10:00~16:00 (6月21日~ 7月17日)
2	はじめての秋冬野菜 づくり研修(講義)	秋冬野菜の特色など基礎知識や栽培技術のポイントについて研修します。	7月29日(木) 13:30~16:00 (6月29日~ 7月25日)
3	有利販売につなげる SNS活用研修 (講義・実習)	SNS などを利用した情報発信、販売戦略について研修します。	8月25日(水) 13:30~16:00 (7月25日~ 8月21日)
4	農業機械研修 (講義・実習)	農機具の安全使用とメンテナンス、操作方法等の講義と実習を行います。	9月9日(木) 10:00~16:00 (8月9日~ 9月5日)
5	先輩就農者視察研修 (視察研修)	新規就農者等で ICT 技術や GAP 手法を活用し、経営を確立している優良農家を見学します。	10月21日(木) 13:00~17:00 (9月21日~ 10月17日)
6	病虫害防除と農薬の 適正使用方法研修 (講義)	農産物の病虫害防除や農薬の特性や有効に利用する方法、GAP に基づく安全使用のための農薬の適正使用方法を研修します。	11月18日(木) 13:30~16:00 (10月18日~ 11月14日)
7	土づくり研修(講義)	経営計画を実践するため、農作物栽培の基本である、土づくり、施肥に関する基礎知識を研修します。	12月16日(木) 13:30~16:00 (11月16日~ 12月12日)
8	はじめての春夏野菜 づくり研修(講義)	経営計画を実践するため、春夏野菜の特色など基礎知識や栽培技術のポイントについて研修します。	1月28日(金) 13:30~16:00 (12月28日~ 1月24日)

9	就農準備研修（講義）	兵庫県の農業経営の概要、就農に向けた支援策、先輩農家の体験発表、リスク管理手法等を聴き、就農準備を進めるために研修します。	2月18日（金） 13:30～16:00 （1月18日～ 2月14日）
10	水稻栽培研修（講義）	経営計画を実践するため、水稻栽培の基礎知識や栽培技術のポイントについて研修します。	2月25日（金） 13:30～16:00 （1月25日～ 2月21日）

★申込方法は、農業大学校ホームページからお申し込みください

ホームページ <http://noudai.hyogo-nourinsuisangc.jp/>

令和3年度新規就農者等育成研修(実践研修)

受講者募集要項

兵庫県内で新たに就農を希望する者に対して、兵庫県立農業大学校（以下、「農業大学校」という。）の施設等を活用して、農業経営者としての実践力を習得させるための、新規就農者等育成研修（実践研修）における研修受講者の募集について定める。

1 募集定員

10名程度（但し、聴講生（※）を含む）

＜※聴講生は、研修生の応募要件を概ね満たし、研修期間通じて週2回程度受講する者、詳しくは、別紙「新規就農者等育成研修の聴講生研修制度について」を参照＞

2 研修期間

令和3年9月1日から令和4年8月31日までの1年間

（開講式：令和3年9月1日（水））

3 研修生の応募要件

- （1）兵庫県の農業振興に熱意を持つ身体強健な者で概ね50歳以下の者
- （2）近い将来、兵庫県内において就農を希望し、かつ、野菜又は花き栽培での就農のプランを持つ者
- （3）一定以上の農業に関する知識を持ち、兵庫県の平均以上の農業経営（所得）を目指す意欲と実行力を有する者

4 研修方法

- ・研修生自ら研修計画を作成し、農業大学校の研修ハウス（園芸ハウス2棟約500㎡）を利用し、計画に基づき野菜、花きの栽培から販売までスマート農業を実践する。
- ・生産物は研修生に帰属し、自ら販路開拓を行い、販売戦略、経営管理等の農業経営の実践力を高める。
- ・栽培、労務、販売、経費等の記録と結果の検討を行い、就農計画を作成する。
- ・ICT技術を活用し、先進的な農業を実践しているベテラン農家の講義や指導等による支援や就農に向けた進捗報告会を経て、研修終了後の円滑な就農につなげる。

5 研修経費

- ・研修生の自己負担分は、栽培に係る種苗、農薬、肥料、その他資材費（消耗品、個人的に使用する資材や道具類）、暖房機や炭酸ガス発生装置に係る燃料費、通信費（ICT対応ハウスのみ）、出荷・販売経費等、園芸施設共済の掛金等の費用を負担する。
- ・農業大学校の負担分は、貸与するハウスや機械等にかかる光熱水費（暖房機等の燃料費を除く）、維持管理費等である。

6 主な研修許可条件

- ア 研修生は、研修期間中、自己の責任において作物、施設等の管理をすること。
- イ 閉庁日の研修においては、農業機械の使用は認めない。
- ウ 研修期間中におけるけが等は、自己の責任において処理することとし、農業大学校への補償、賠償請求はできないものとする。また、傷害保険に必ず加入しなければならない。
- エ 故意または過失により施設等を損壊した場合は、自己の責任において原状に回復し、又は生じた損害を賠償すること。
- オ 研修期間が終了したとき又は研修許可が取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復すること（ただし、ほ場への投下資材はこの限りとしない。）。
- カ 施設等を第三者に転貸し、又はその使用の権利を第三者に譲渡してはならない。

7 応募方法

（1）募集期間 令和3年5月1日（土）～ 5月31日（月）

（2）申込書類

ア 申込書（別紙様式）

イ 返信用封筒を同封すること。（応募者の住所、氏名を記入し84円切手を貼付したもの）

（3）申込先

兵庫県立農業大学校 研修課

〒679-0104 加西市常吉町1 2 5 6 - 4

TEL（0790）47-2445 FAX（0790）47-1772

8 選考

受講者選考委員会において、受講者を選考する。

Ⅲ 就農地の選定と農地の確保（権利取得）

1 就農地を選定する際の視点

就農地の選定にあたっては次のような視点で検討することが大切です。

- (1) 自分のライフスタイルに合っており、やりがいの持てる地域か
- (2) 農地の流動化に熱心であり、優良農地が借りやすい環境にある地域か
- (3) 新規就農者の応援体制や受入体制が整っている地域か
- (4) すでに営農している親等親族の支援が得られる地域か
- (5) 新規就農者が成功している実績のある地域か
- (6) 困った時に相談できる、信頼のおける師匠農家（親方農家）がいる地域か
- (7) 希望する栽培作物や品目を生産、販売するのに有利な地域か

2 農地の確保（権利取得）方法

就農地の選定後、農地を確保します。農地に関する情報は、農業委員会や農地中間管理機構に相談します。農地を購入、貸借するには以下の3つの方法があります。

(1) 農地法許可による売買、貸借

農地を買う場合や借りる場合、農地法第3条許可が必要です。

農地法の許可を受けないで行った売買契約や貸借契約は法律上の効力はありません。したがって、買入農地については登記ができません。また、借入農地については借入人が保護されませんので注意しましょう。

農地法第3条許可申請書が農地の所在する市町農業委員会（※）へ提出されますと農業委員会は、次のような点などについて審議し、許可・不許可を決定します。

- ・取得者が取得農地で間違いなく農業経営を行うかどうか。

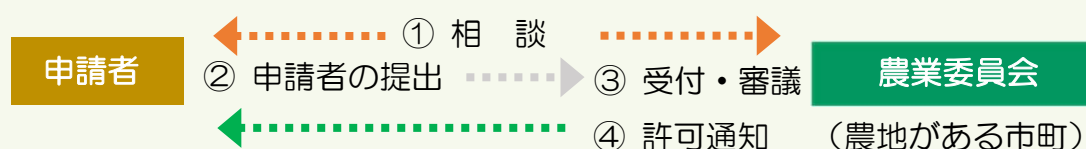
経営計画が妥当かどうか。

取得する資金があるのか。

取得した農地のすべてを経営できる機械設備があるのか。

- ・取得者が農作業に常時従事するかどうか。
- ・取得後の農地面積が一定面積（下限面積）以上かどうか。
- ・取得者が取得農地を効率的に利用するかどうか。

○ 農地法第3条による権利（所有権・貸借権）の移動・設定の許可手続きの流れ



問い合わせ先

※農業委員会

農業委員会は市町の行政委員会の一つで、地域の農業者から選ばれた農業委員等で組織され、農地の許認可（農地の権利移動等）をはじめ、地域の振興推進や農業者の利益代表としての機能を背負っています。

(2) 農業経営基盤強化法による権利取得 (市街化区域を除く区域で可能)

農業経営基盤強化促進法では地域の自主的な土地利用調整を尊重し、農用地の農業上の利用増進を図る観点から、地域の農業者（新規就農者も含まれます）の農用地の売買、貸借などの意向を市町が取りまとめ、農用地利用集積計画を策定します。

この利用計画を市町が公告したときに、その計画を内容とする売買や貸借契約が行われたことになります。（権利の発生）

この計画によって、売買、貸借が行われた場合は、改めて農地法第3条の許可を受ける必要はありません。また貸借については、その期間満了で自動的に貸借関係が終了します。



問い合わせ先

市町農業担い手担当部署

(3) 農地中間管理事業の推進に関する法律による権利取得（貸借権）

農地中間管理事業の推進に関する法律により、兵庫県から農地中間管理機構の指定を受けた（公社）ひょうご農林機構では、所有者から農地を長期間（極力10年以上）借り受けて、農地の集積・集約化を行い、担い手にまとまった形で農地を貸し付けています。



問い合わせ先

（公社）ひょうご農林機構 農地中間管理機構

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-18

TEL 078-361-8114 FAX 078-361-8128

<http://www.forest-hyogo.jp/>

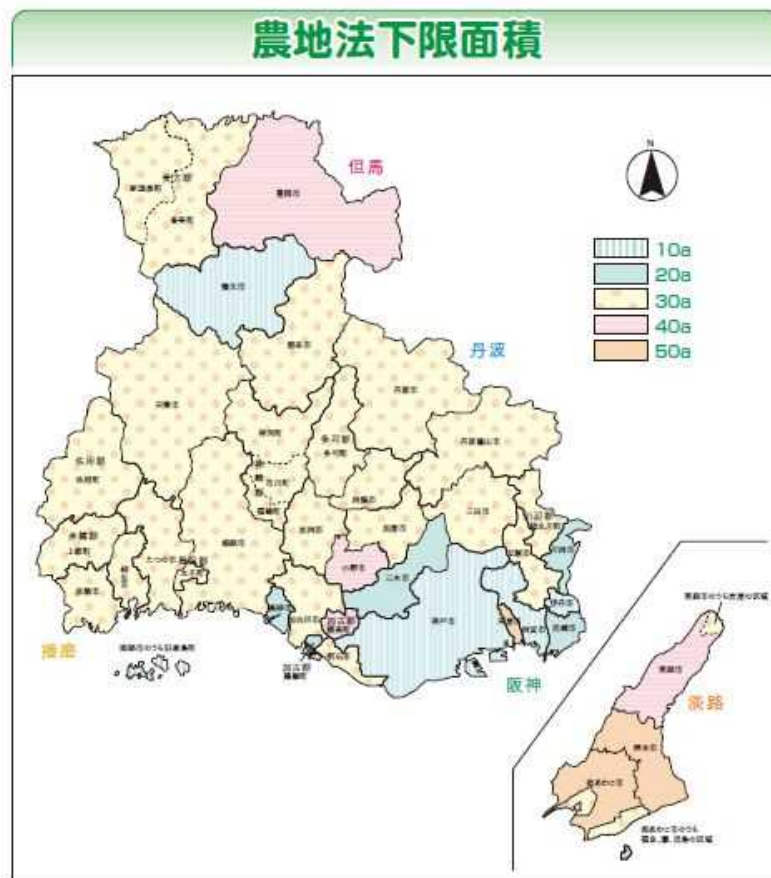
農地法第3条第2項第5号括弧書の規定による別段の面積一覧表

令和3年3月末

農林名	市町名	農業委員会名	別段の面積	左に掲げる別段の面積を適用する区域
神戸	神戸市	神戸市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	神戸市
阪神	尼崎市	尼崎市農業委員会	10a	尼崎市
	西宮市	西宮市農業委員会	5a	西宮市のうち、鷲林寺1丁目、鷲林寺2丁目、鷲林寺町の区域
			10a	西宮市（鷲林寺1丁目、鷲林寺2丁目、鷲林寺町を除く。）
	芦屋市	—	20a	芦屋市のうち、六麓荘町、朝日ヶ丘町、岩園町の区域
			50a	芦屋市（六麓荘町、朝日ヶ丘町、岩園町の区域を除く。）
	伊丹市	伊丹市農業委員会	10a	伊丹市
	宝塚市	宝塚市農業委員会	10a	宝塚市のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域
			30a	宝塚市（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域を除く。）
	川西市	川西市農業委員会	10a	川西市
	三田市	三田市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	三田市のうち1㎡区域を除く区域
	猪名川町	猪名川町農業委員会	10a	猪名川町のうち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内を除く区域にある農地
			30a	猪名川町のうち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地
加古川	明石市	明石市農業委員会	10a	都市計画法第7条第1項による市街化区域
			30a	市街化調整区域
	加古川市	加古川市農業委員会	概ね1～5a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			20a	加古川市のうち、加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町及び米田町の区域
			30a	加古川市（加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町及び米田町の区域を除く。）
	高砂市	高砂市農業委員会	20a	高砂市
	稲美町	稲美町農業委員会	40a	稲美町
	播磨町	播磨町農業委員会	20a	播磨町
加東	西脇市	西脇市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	西脇市のうち1㎡区域を除く区域
	三木市	三木市農業委員会	20a	三木市
	小野市	小野市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			40a	小野市のうち1a区域を除く区域
	加西市	加西市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	加西市のうち1a区域を除く区域
	加東市	加東市農業委員会	30a	加東市
	多可町	多可町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	多可町のうち1㎡区域を除く区域

農林名	市町名	農業委員会名	別段の面積	左に掲げる別段の面積を適用する区域
姫路	姫路市	姫路市農業委員会	10a	姫路市のうち、家島町宮、家島町真浦及び家島町坊勢の区域並びに都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項による市街化区域
			30a	姫路市（家島町宮、家島町真浦及び家島町坊勢の区域並びに都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項による市街化区域を除く。）
	市川町	市川町農業委員会	1 m ²	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	市川町のうち 1 m ² 区域を除く区域
	福崎町	福崎町農業委員会	1 m ²	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	福崎町のうち 1 m ² 区域を除く区域
	神河町	神河町農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	神河町のうち 1 a 区域を除く下記の区域 新田、作畑、大畑、越知、岩屋、猪篠、上小田、川上、長谷、栗、刈
			30a	神河町（上記以外の区域）
光都	相生市	相生市農業委員会	30a	相生市
	赤穂市	赤穂市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	赤穂市のうち 1 a 区域を除く区域
	穴栗市	穴栗市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	1 a 区域を除く次の区域 穴栗市山崎町のうち、梯、大谷、上ノ（上ノ字北尾及び市道細野線以北の地域）、小茅野、塩山、大沢、塩田、一宮町のうち福知、繁盛地区（上岸田、百千家満、草木、千町、黒原、井内、横山、倉床）、波賀町のうち野尻以北（野尻、原有賀、原、日ノ原、音水、引原、鹿伏、戸倉、道谷）及び千種町のうち西河内、奥西山、西山、七野、下河野、鷹巣
			30a	穴栗市（上記以外の区域。）
	たつの市	たつの市農業委員会	1 m ²	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	たつの市のうち 1 m ² 区域を除く区域
	太子町	太子町農業委員会	30a	太子町
	上郡町	上郡町農業委員会	1 m ²	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	上郡町のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項による市街化区域
			30a	上郡町（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項による市街化区域を除く。）
	佐用町	佐用町農業委員会	1 m ²	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	佐用町のうち 1 m ² 区域を除く区域
豊岡	豊岡市	豊岡市農業委員会	1 m ²	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			40a	豊岡市のうち 1 m ² 区域を除く区域
	香美町	香美町農業委員会	1 m ²	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	香美町のうち 1 m ² 区域を除く区域
	新温泉町	新温泉町農業委員会	30a	新温泉町

農林名	市町名	農業委員会名	別段の面積	左に掲げる別段の面積を適用する区域
朝来	養父市	養父市農業委員会	1a(1 ㎡)	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	養父市のうち上記区域を除く区域
	朝来市	朝来市農業委員会	1 ㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	朝来市のうち 1 ㎡区域を除く区域
丹波	丹波篠山市	丹波篠山市農業委員会	1 ㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	丹波篠山市のうち 1 ㎡区域を除く区域
	丹波市	丹波市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	丹波市の区域のうち 1 a の区域を除く下記の区域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号により農用地区域に指定された区域以外の区域
			30a	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号により農用地区域に指定された区域
洲本	洲本市	洲本市農業委員会	50a	洲本市全域
	南あわじ市	南あわじ市農業委員会	30a	南あわじ市のうち、福良、灘、沼島の区域
			50a	南あわじ市（福良、灘、沼島の区域を除く。）
	淡路市	淡路市農業委員会	30a	淡路市のうち、岩屋の区域
			40a	淡路市のうち、塩田、志筑、中田、生穂、佐野、大町、仁井、野島、富島、浅野、育波、室津、尾崎、郡家、多賀、江井、山田、釜口、仮屋、浦及び楠本の区域



Ⅳ 資金の確保

1 農業次世代人材投資資金

就農前の研修期間（2 年以内）及び不安定な就農直後（5 年以内）の所得を確保する資金を交付します。

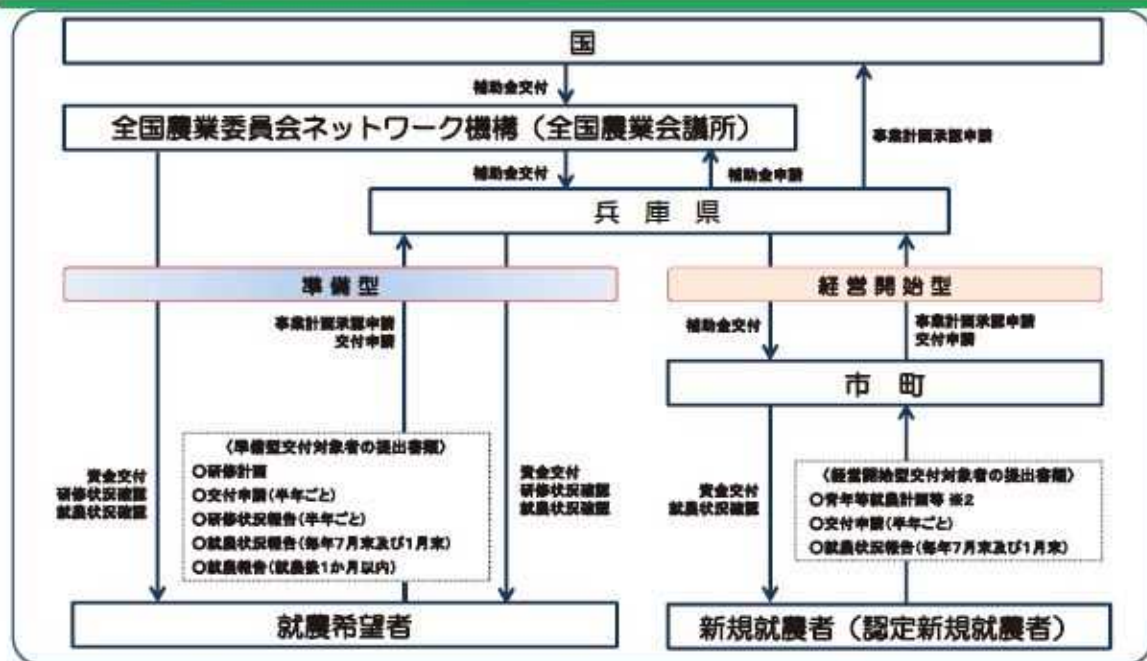
(1) 準備型（研修期間中）

- 県立農業大学校等の県が認める農業経営者育成機関・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として 50 未満で独立就農、雇用就農又は親元就農するなどの一定の要件を満たした方に対して交付
- 交付期間 1 年につき、150 万円を 2 年間交付
 - ・ 研修終了後 1 年以内に、独立自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び交付期間の 1.5 倍（最低 2 年）以上就農を継続しない場合は全額返還
 - ・ 研修終了後 1 年以内に親元就農する場合も対象となるが 5 年以内に経営を継承しない場合又は共同経営者にならない場合は全額返還
 - ・ 自立経営を目指す者については、就農から 5 年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならない場合は全額返還

(2) 経営開始型（独立・自営就農直後）

- 原則として 50 歳未満で市町が作成する「人・農地プラン」に位置づけられている（又は位置づけられると見込まれる）など一定の条件を満たした認定新規就農者に対し交付
- 交付後、経営開始 1～3 年目 150 万円、4～5 年目 120 万円/年を 5 年間定額交付
 - ・ 市町が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り
 - ・ 前年世帯所得 600 万円以上ある場合は交付しない
 - ・ 交付期間終了後交付期間と同期間以上営農を継続しない場合は返還

○ 農業次世代人材投資事業の実施体制・手続



※ 準備型は都道府県又は青年農業者等育成センターが交付する。(所在する都道府県での就農を基本として教育機関で教育を受ける者に対しては全国農業委員会ネットワーク機構(全国農業会議所)から交付することができる。)

この場合、研修後の就農状況は、全国農業委員会ネットワーク機構(全国農業会議所)と就農先の都道府県が協力して実施する。)

※ 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年就農計画に農業次世代人材投資資金 申請通知追加資料を添付したもの

問い合わせ先

準備型(研修期間中)については

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課(担い手対策班)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL 078-341-7711(代表) 内線 3952・3953 FAX078-362-9394

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/nogyokeiei>

経営開始型(独立・自営就農直後)については

就農地のある市町の農業担い手担当部署にご相談ください。

2 青年等就農資金（無利子）[窓口] JA、日本政策金融公庫等

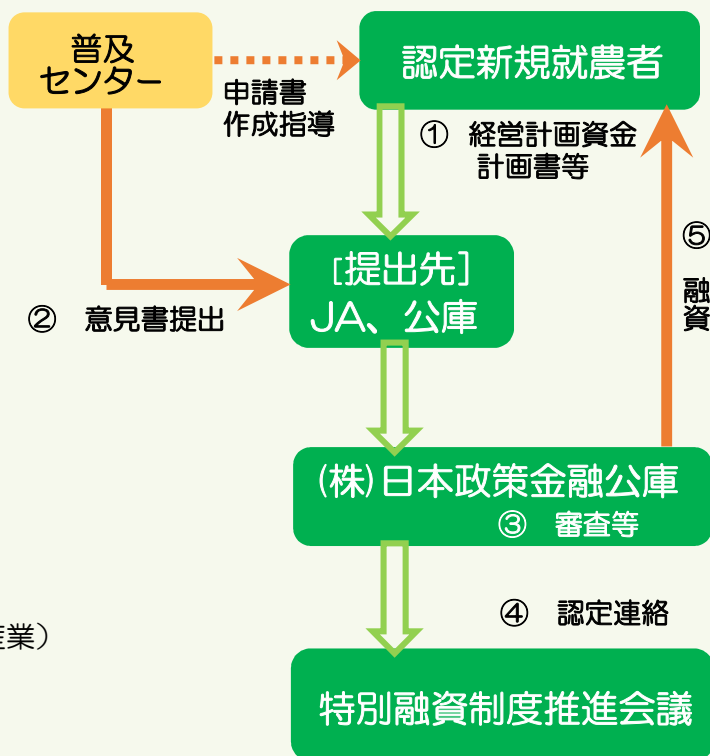
(1) 貸付対象者

青年等就農計画を作成し、市町長の認定を受けた者（認定新規就農者）

(2) 青年等就農資金の概要

貸付主体	日本政策金融公庫
資金の内容	・施設・機械等の取得等 (農地の取得は除く) ・長期運転資金
貸付限度額	3,700 万円(特認 1 億円)
償還(据置)期間	17 年以内 (うち据置期間 5 年以内)
担保等	実質的な無担保・無保証

(3) 借入手続きの流れ



[問い合わせ先]

(株)日本政策金融公庫 神戸支店（農林水産業）

TEL 078-362-8451

3 その他の主な資金

資金名	申込先	資金目的	貸付対象者	貸付限度額	償還期間
農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金)	日本政策金融公庫	農地、機械・施設、 長期運転資金等	認定農業者	個人 3 億円 法人 10 億円	25 年以内 (うち据置 10 年以内)
農業近代化資金	農豪協同組合 ほか民間金融機関	機械・施設・長期 運転資金等	認定農業者等 の担い手	原則 個人 1,800 万円 法人 2 億円以内	7~20 年以内 (うち据置 2~7 年)
美しい村づくり 資金	農豪協同組合	施設の整備に必要な 資金、営農に必要な 運転資金、災害復旧 にかかる運転・設備 資金	農業者、任意 団体、法人等	個人：1,000 万円以内 (災害復旧は 500 万円以内) 団体等：2,000 万円以内 (災害資金は 1,000 万円以内)	5~15 年以内 (うち据置 1~2 年)

V 青年等就農計画制度

青年等就農計画制度は、新たに農業を始めようとする者が作成する青年等就農計画を市町が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援するというものです。

計画の作成にあたっては、就農予定地の農業改良普及センター（地域就農支援センター事務局）が指導・助言を行います。

1 対象者

その市町の区域において新たに農業経営を行おうとする青年等

- (1) 青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）
- (2) 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65 歳未満）
- (3) 上記の者が役員の過半数を占める法人

※農業経営を開始して一定の期間（5 年）を経過しない者を含む。

認定農業者は含まない。

2 青年等就農計画の認定要件

- (1) その計画が市町の基本構想に照らして適切であること
- (2) その計画が達成される見込みが確実であること 等

3 認定新規就農者のメリット措置

- (1) 青年等就農資金（無利子融資）
- (2) 農業次世代人材投資資金（経営開始型）
- (3) 担い手確保・経営強化支援事業
- (4) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- (5) 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- (6) 認定新規就農者への農地集積の促進
- (7) 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）

○青年等就農計画認定の流れ



Ⅵ 農業経営シミュレーション

～就農１年目の平均費用と農産物売上高～

平成 25 年度に全国就農相談センターが行った「就農 1 年目の平均費用と農産物売上高」の調査です。全作目平均でみると、営農面で 658 万円（うち初期投資 500 万円）、生活面で 227 万円、1 年目に は合計で 885 万円必要だったという調査結果になっています。この費用に対して売上高は 262 万円で、623 万円の赤字です。

2 年目は、初期投資を「0」とし、営農資金、生活費を 1 年目と同額と見込むと 400 万円程度必要となります。栽培技術の向上に伴い黒字に転換するとしても、単純計算ですが、2 年間で 1,200 万円程度の資金が必要です。

新規就農者の経営が軌道にのるまでには、3～5 年かかるとされています。

就農開始にあたっては、緻密な資金計画を立てることが肝要です。

（単位：万円）

	営農面					生活面	就農 1 年目 農産物売上
	機械施設 資金 (A)	営農資金 (B)	費用合計 (A+B=C)	自己資金 (D)	差額 (D-C)	自己資金	
全作目平均	500	158	658	232	△326	227	262
水稻・麦・雑穀類、 豆類	445	130	575	256	△319	212	160
露地野菜	228	93	321	245	△76	207	144
施設野菜	771	227	997	398	△600	242	301
花き・花木	631	197	827	281	△546	208	205
果樹	256	77	333	350	17	328	143
酪農	2,314	1,400	3,714	583	△3,132	274	3,956
その他畜産	804	113	917	429	△488	150	32

出展：H25 全国新規就農相談センター調査

ひょうご就農支援センタHPにトップページ掲載



【入力フォーム】

労働人数		※1 人	
作目1	施設・露地 ※2	作目	※3
面積	※4	a	(アール)
作目2	施設・露地 ※2	作目	※3
面積	※4	a	(アール)
作目3	施設・露地 ※2	作目	※3
面積	※4	a	(アール)
作目4	施設・露地 ※2	作目	※3
面積	※4	a	(アール)
作目5	施設・露地 ※2	作目	※3
面積	※4	a	(アール)

※1 人数入力

※2 施設・露地選択

※3 作目選択

※4 面積選択 10a～100a 10a刻みで入力 10段階
5作目まで選択

【出力フォーム】

作目	面積	収量kg	kg単価	販売金額	直接経費	限界利益	労働時間	地域	出典
作目1									
作目2									
作目3									
作目4									
作目5									
総合計									

作目	面積	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	(月)
作目1														
作目2														
作目3														
作目4														
作目5														

作目月別労働時間×面積÷労働人数
にて各月の労働時間表示
※労働時間超過の場合色変更

選択作目の支援施策表示

VII 就農に向けた「心構え」チェックシート（面談時）

記入者

令和 年 月 日実施 確認者

確認者

		内 容	備考
1	☒	健康ですか、体力に自信がありますか	
2	☒	農業者は技術者でもあり、経営者でもあります。経営者（社長）の自覚はありますか	
3	☒	家族は就農に同意していますか。協力は得られますか	
4	☒	どのような農業経営が目標ですか。イメージを家族と共有していますか	
5	☒	田舎での暮らしには近所付き合いが必要です。他人との付き合いは苦になりませんか	
6	☒	収入がゼロでも、最低 2 年間の生活資金は確保できていますか	
7	☒	農業を始めるために用意できる自己資金はいくらですか（ 万円）	
8	☒	当センターHP「先輩の声」「農業法人ガイドブック」「経営試算」「一緒に汗流しませんか」で情報収集されましたか	
9	☒	実際の農業現場を見学・体験しましたか。	
10	☒	どこで農業をするのか、意向は固まっていますか	
11	☒	どのような作物を作るのか、決まっていますか。	
12	☒	栽培方法は検討しましたか（露地、施設、施設、有機栽培等）	
13	☒	実際に就農までの準備項目・期間を理解していますか	
14	☒	就農までのスケジュールを作成されていますか	
15	☒	住宅を確保するめどがたっていますか。	
16	☒	免許・自家用車のめどがたっていますか	

Ⅷ 令和3年度支援策

1 地域の担い手定着応援事業

事業概要	親方が、就農間もない新規就農者に指導助言を行う研修制度 ①地域応援型 非農家や第二種兼業農家出身者等が必要であると認められる独立新規就農者が、地域へ円滑に溶け込み、早期に経営安定が図られるよう、親方農家から栽培技術や経営の指導・助言、販路の確保や経営規模拡大等に係る指導・助言を受けられる。（年間 150 時間以上） ②法人等ステップアップ支援型 新たな部門に取り組むために雇用する新規就農者に対し親方農家が早期の技術習得を支援する。（年間 90 時間以上）
募集期間	令和3年4月下旬から 12 月末
研修期間	令和3年4月下旬から令和4年2月末
その他	・親方農家から指導を受けるにあたって発生する費用（肥料等の農業用資材ほか）については自己負担となる。 ・（公社）ひょうご農林機構が、新規就農者を被保険者とする傷害保険に加入する。保険料は（公社）ひょうご農林機構が負担する。
問い合わせ先	農業経営課、ひょうご就農支援センター、地域就農支援センター

2 園芸用ハウス等導入助成（農業施設貸与事業）新規就農者等むけ

事業概要	新規就農者の初期投資負担軽減のため、リース等による園芸用ハウス等の導入を支援する。
対象者	新規就農者（新規参入者、UJI ターン者）、農業法人、生産拡大に取り組む農業者等
対象施設	園芸用ハウス及びその附帯施設・機械
助成額	新規就農者 1/2 以内（上限 2,500 万円） 農業法人等 1/3 以内
問い合わせ先	JA（農業協同組合）ほか（事業実施主体）事業実施主体にリース会社も可

3 園芸用ハウス・露地用農業機械導入助成（農業施設貸与事業）定年帰農者むけ

事業概要	定年帰農者が初期投資負担軽減のため、リース等による園芸用ハウス・露地用農業機械の導入を支援する。
対象者	定年帰農者(50 歳から 70 歳)で販売農家、販売農家を目指すものに限る。 ①または②のいずれかを満たす者 ① 農家からの就農する新規参入者でかつ中間管理機構からの貸借権の設定を受けた者 ② 親からの農業経営を引き継ぎ農業に取り組む者
対象施設等、助成率、上限額	園芸施設 1/3 以内 上限 300 万円 露地用農業機械 1/3 以内等 上限 100 万円
問い合わせ先	最寄りの JA、農業経営課 ※なお、相談時には、導入希望する施設・機械の見積書を準備願います。

4 親元就農者への設備投資助成（農業後継者経営発展事業）

事業概要	親元就農した新規就農者の農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等、経営改善を図る取組みを支援することにより、地域農業を牽引する中核的なリーダーを育成する。
対象者	以下のすべてを満たす者 ①平成 29 年度以降に親元就農（尊属 3 等身以内）した農家子弟であること ②就農時の年齢が 50 歳未満であること ③認定農業者、認定新規就農者（法人の場合は役員であること）（市町への申請中を含む）、または地域協議会会長が認めた者 ④国の事業（農業次世代人材投資資金（経営開始型））の対象とならない者
助成額	定額（上限 150 万円） （交付時期） 承認された事業を遂行し、実績報告書と合わせて請求書を提出したのちに交付 （概算請求も可）
対象経費	・設備投資等の費用 ・経営規模拡大や生産の合理化等に必要な機械・施設・資材の導入 ・新たな作物・品種の導入 ・生産力向上・省力化に資する ICT 技術等の新技術の導入 ・農業技術やリーダーシップの習得に必要な研修・視察にかかる経費
手続き	助成金を受けようとする者は、自己の住所地を所管区域とする JA（農業協同組合）に申請書を提出する。 JA は管内の申請書を取りまとめて中央会に進達する。 中央会は各 JA からの申請を取りまとめ、審査会に付議し、意見を付して（公社）ひょうご農林機構に進達する。
スケジュール	申請期間 4 月から 6 月まで
問い合わせ先	ひょうご就農支援センター、最寄りの JA（農業協同組合）、農業改良普及センター

5 海外研修への助成（農業後継者等海外派遣事業）

事業概要	農業後継者の経営の高度化・多角化を目的に、海外輸出や 6 次産業化など新たなビジネス展開のため、農業後継者が自ら企画又は他の団体等が主催する研修に参加して、欧州、アジア等での市場調査等に要する費用の一部を助成する。
対象者	県内で農業に従事する概ね 45 歳未満の者 選考委員会において対象者を選定
募集期間	1 次募集 前年度の 11 月～1 月末 2 次募集 5 月～7 月末
審査・決定	1 次募集応募者 2 月 2 次募集応募者 8 月
手続き	助成を受けようとする者は地域農業後継者育成対策協議会（農業改良普及センター内）に申請書・研修計画書・見積書を提出する。 地域農業後継者育成対策協議会は意見を付して（公社）ひょうご農林機構に進達する。
助成額	必要経費の 1/2（50 万円を限度） （交付時期） 実績報告書提出後に精算払いで交付
問い合わせ先	ひょうご就農支援センター 最寄りの JA（農業協同組合）

6 田舎暮らしを応援（田舎暮らし農園施設整備整備事業）

事業概要	【農園施設整備】 遊休農地等を家庭菜園や営農等に活用する場合に必要な農地整備、施設整備の費用を助成 【空き家・農業体験施設改修】 空き家を二地域居住の拠点や居住地とする場合の改修費用を助成 農業体験施設の開設・機能強化にかかる経費を助成
対象者	①二地域居住を実践する者 ②移住して家庭菜園・農業を始める者 ③所有する農地を他の人が利用できるように整備したい者 ④新たに農業体験施設を開業する者 ⑤経営中の農業体験施設を充実させたい者
対象経費	[農園施設整備] ①農地の復旧、②簡易な基盤整備、③施設・備品整備 [空き家・農業体験施設改修] ① 水回り、家根のふき替え、内装、外壁塗装等の空き家改修全般 ② 農業体験施設開設・機能強化に必要な施設整備
助成額	[農園施設整備] 対象経費の 1/2 以内（75 万円を限度） [空き家・農業体験施設改修] 対象経費の 1/3 以内 （空き家改修：100 万円を限度、農業体験施設改修：150 万円を限度）
窓口	兵庫県農政環境部総合農政課楽農生活室 078-341-7711 農林（水産）振興事務所



農業経営の発展段階に応じた経営継続に係る支援

令和3年3月末時点



兵庫 花子

県立農業大学校卒業
20歳（神戸市出身、実家は非農家）
 ○イチゴが好物。
 ○小学生：稲作体験をして、農業に興味がわく。
 ○中学生：トライやるウィークにおいて農家で就業体験。
 ○高校生：農業高校へ進学。イチゴ農家での農業実習を機に、将来、農業関連分野へ就職したいと考え、農業大学校を受験。
 ○農業大学校：イチゴ農家で長期研修をした時、イチゴの農業経営のおもしろさを学び、本格的に就農を決意

就農1年目【23歳】
 経営：施設イチゴ（15a）
 直売、市場出荷
 所得：250万円/年
 収入：販売550万円＋農業次世代人材投資資金（経営開始型）150万円（最大5年間）、支出：450万円
 借入：1,500万円（青年等就農資金）

- 認定新規就農者を目指す
 青年等就農計画を立て、認定新規就農者になった結果、就農時に必要な様々な支援が受けられる状態になった。
 ①農業次世代人材投資資金（経営開始型）による所得保障
 ②青年等就農資金（無利子）
 ③農地中間管理事業による農地借受
 ④農業施設貸与事業によるハウス等の施設整備。（1/2以内補助）
- 親方制度（地域主導型就農定着応援事業）による地元のサポート
 親方を通じて地域になじめ、販売先も紹介してもらう。
- 青年クラブへ加入
 先輩農業者との交流を通じて夢が膨らむ。

就農6年目【28歳】
 経営：施設イチゴ（15a）
 直売、市場出荷
 所得：300万円/年
 （収入：750万円、支出：450万円）

- 経営が安定
 青年等就農計画を達成。
- 認定農業者を目指す
 規模拡大や加工販売を目指すに当たり、農業経営改善計画策定に向け、検討。
- 青年クラブでの交流
 若手農業者の人脈が広がった。

就農10年目【32歳】
 経営：施設イチゴ（25a）
 直売、観光、加工
 所得：500万円/年
 （収入：1400万円、支出：900万円）

- 規模拡大
 ①いちごの摘み取り園を開設
 ②規模拡大にともないパートを増員。
- 認定農業者になる。
 地域農業の担い手としての責任感を自覚。また、目標達成に向け、計画を実践。
- ひょうご農業MBA塾に参加。
 経営を見直す意味で授業の中で経営計画を立てたことや、講師や他の塾生から刺激を受けたことで、法人化を本格的に検討する。
- 加工品への取組み開始
 地域の業者と連携し、加工品（ジャム、アイス）の取組を開始。

就農15年目【37歳】
 経営：施設イチゴ（35a）
 直売、観光、加工
 所得：600万円/年
 （収入：1900万円、支出：1300万円）

- 法人化
 雇用に関する社会保険、販売に関する信用創造の面から、法人化を決意。
- 経営規模の拡大
 法人化に伴い、農地中間管理事業を活用し、経営規模をさらに拡大。
- 雇用者に対する労働環境の改善
 新規就農者を1名雇用。
 ①就労規則の作成。
 ②男女別トイレや休憩室等の設置による環境整備。
- 信用度高まる
 販売面でも、信用度が高まり、取引が増える。

就農25年目【47歳】
 経営：施設イチゴ（50a）
 直売、観光、加工、農カフェ
 所得：800万円/年
 （収入：3000万円、支出：2200万円）

- 経営規模のさらなる拡大
 ①収入が増え、経営が高いレベルで安定。
 ②新規就農者を2名雇用。
- 会社の後継者の育成に着手
- 女性農業経営士になる
 地域農業の発展、若手農業者育成のためにも、農業経営士になることを決意。
- 加工品の開発
 近隣の酪農家と協力して、ジェラートを開発。
- 経営の多角化
 ジェラートをメインにカフェ経営開始

就農開始
 （認定新規就農者になる）

経営が軌道に乗る

認定農業者になる

法人立ち上げ
 （青年農業士になる）

さらなる経営発展
 （農業経営士になる）

農業改良普及センターによる支援

- ①青年等就農計画作成と実現支援
- ②収入保険加入呼びかけ、ハウス設置の場合、園芸共済加入を促進
- ③青年クラブ加入推進

- ①農業経営改善計画作成支援
- ②青年クラブ活動等で経営情報共有、課題解決手法の指導
- ③BCP（事業継続計画）チェックシート活用推進

- ①重点対象者に対し、各戸の状況に応じ経営改善計画実現に向けた指導
- ②規模拡大、雇用導入志向者には法人化指導

- ①BCP計画策定推進
- ②経営状況に応じ、GAP、収入保険等の取組推進
 （③地域リーダーとしての役割意識を啓発→農業経営士へ）

- ①BCP計画策定推進
- ②経営状況に応じ、GAP、収入保険等の取組推進
- ③指導的農業者として普及センターと連携

農業改良普及センター（地域就農支援センター事務局）

■神戸農業改良普及センター（神戸地域就農支援センター）

〒651-2304 神戸市西区神出町小東野30-19 TEL 078-965-2102 所管区域:神戸市

■阪神農業改良普及センター（阪神地域就農支援センター）

〒669-1531 三田市天神1-10-14 TEL 079-562-8861

所管区域:尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町

■加古川農業改良普及センター（加古川地域就農支援センター）

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL 079-421-9165

所管区域:明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町

■加西農業改良普及センター（北播磨地域就農支援センター）

〒679-0103 加西市別府町西大谷甲2662 TEL 0790-47-1448

所管区域:西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町

■姫路農業改良普及センター（姫路地域就農支援センター）

〒670-0965 姫路市北条1-98 TEL 079-281-9335

所管区域:姫路市・市川町・福崎町・神河町

■光都農業改良普及センター（光都地域就農支援センター）

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 TEL 0791-58-2210 所管区域:相生市・赤穂市・上郡町・佐用町

■龍野農業改良普及センター（揖保地域就農支援センター）

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3 TEL 0791-63-5175

所管区域:たつの市・宍粟市・太子町

■豊岡農業改良普及センター（豊岡地域就農支援センター）

〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL 0796-26-3707 所管区域:豊岡市

■新温泉農業改良普及センター（美方地域就農支援センター）

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4 TEL 0796-82-1161 所管区域:香美町・新温泉町

■朝来農業改良普及センター（南但地域就農支援センター）

〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96 TEL 079-672-6888 所管区域:養父市・朝来市

■丹波農業改良普及センター（丹波地域就農支援センター）

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL 0795-73-3805 所管区域:丹波篠山市・丹波市

■南淡路農業改良普及センター（南淡路地域就農支援センター）

〒656-0442 南あわじ市八木養宜中560-1 TEL 0799-42-0649 所管区域:洲本市・南あわじ市

■北淡路農業改良普及センター（北淡路地域就農支援センター）

〒656-2131 淡路市志筑1421-1 TEL 0799-62-0671 所管区域:淡路市

関係機関

〈農業全般〉

JA兵庫中央会（兵庫県農業協同組合中央会）（営農支援部）

〒650-0024 神戸市中央区海岸通1
TEL 078-333-5893 FAX 078-325-2140
<http://ja-grp-hyogo.ja-hyoinf.jp/>

JA（農業協同組合）

県内には、14のJAがあり、各地にその支所や支店があります。JAは組合員のために農業資材、農畜産物の集荷・販売、営農指導、貯金の引き受け、融資、生命共済・建物共済等の幅広い事業を行っています。ほとんどの農家が組合員として加入し、農業経営や農村で生活する上で重要な役割を果たしています。

※JAの所在地等については、JA兵庫中央会におたずねください。

〈酪農〉

兵庫県酪農農業協同組合

〒651-2124 神戸市西区伊川谷町潤和1058
TEL 078-976-5011 FAX 078-976-5012
<http://hyoraku.or.jp/farm>

〈定住全般〉

ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会 （事務局：兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-3611 FAX 078-362-9458
<http://support.hyogo-jkc.or.jp/inaka/>

〈都会からの定住〉

カムバックひょうごセンター

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号（神戸クリスタルタワー6階）
TEL 078-360-9971／9972 FAX 078-360-0071
<https://www.comebackhyogo.com/guide/>

〈求人情報〉

ハローワーク

ハローワークの所在地及び管轄は兵庫労働局のホームページでご確認ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_hellowork.html

(公社)ひょうご農林機構
ひょうご就農支援センター

相談日 月曜日～金曜日（祝祭日除く）

就農支援センターのホームページの **相談予約** から
就農相談カードに記入の上、ご連絡ください。



場 所

〒650-0011
神戸市中央区下山手通 4 丁目 15-3
兵庫県農業共済会館 3 階
TEL 078-391-1222 FAX 078-391-8755
HP <http://www.hyogo-syunou.jp/>

交 通

JR 元町駅、阪神元町駅から徒歩 5 分
神戸市営地下鉄県庁前駅から徒歩 2 分

